

屋外広告物の掲出には許可が必要です！

～久留米市屋外広告物条例のご案内～

美しい広告を正しく掲出して、美しく安全な街づくりを。

久留米市では、屋外広告物を正しく表示するためのルールとして久留米市屋外広告物条例を定めています。この条例による規制は、個人・法人を問わず所有する土地や建物に設置された屋外広告物を対象としています。

屋外広告物とは…



「常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるもの」で、内容が営利・非営利を問いません。
また、文字表示だけでなく、絵・写真等も広告物となります。

許可申請手続き

久留米市内で掲出される屋外広告物は、適用除外広告物を除き許可申請が必要です。また、既に表示している広告物を変更、改造又は移転する場合や許可期間満了後も継続する場合についても許可申請が必要です。

屋外広告業登録制度

屋外広告物の設置工事を請け負う企業や個人事業者は、久留米市屋外広告業登録を受けている必要があります。

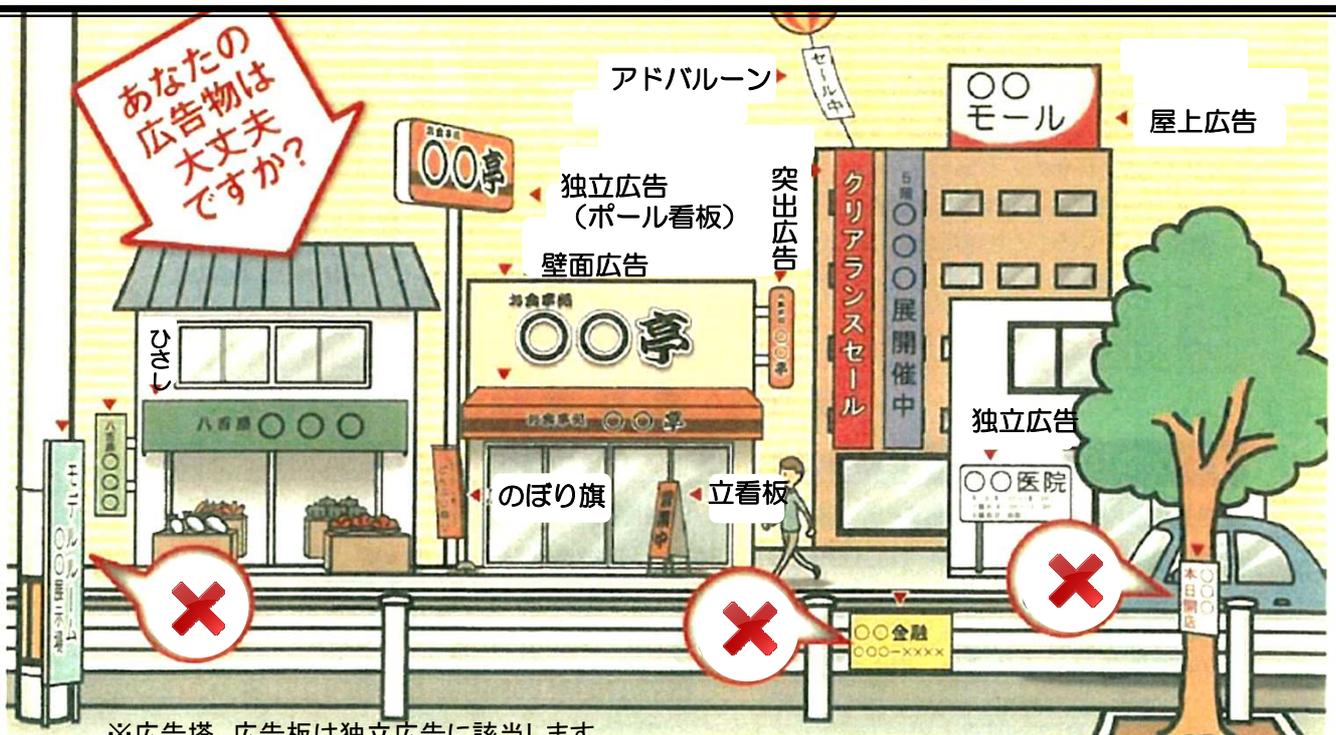


<屋外広告物を掲載してはいけない物件>

以下のものには広告物をはりつけたり、むすびつけたり、打ちつけたりしてはいけません。
例) 電柱・街路樹・信号機・街灯・ガードレール
橋・トンネル・高架構造物 等

管理者の設置

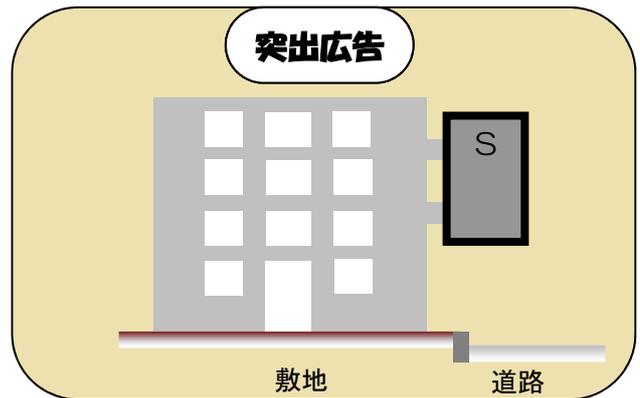
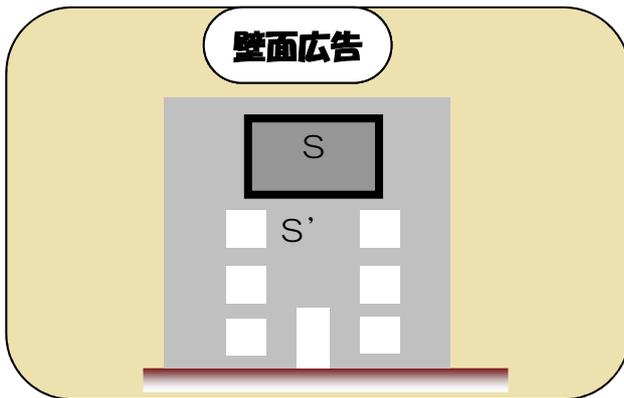
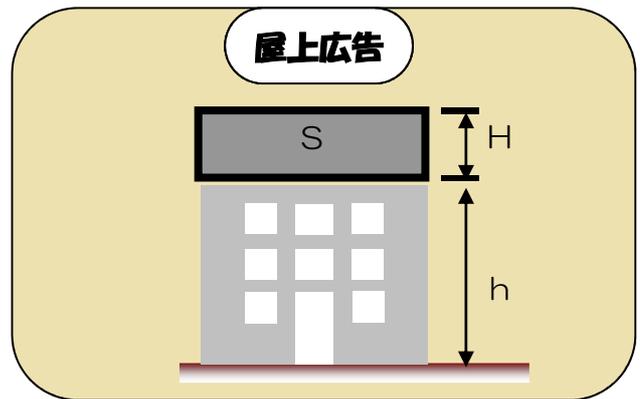
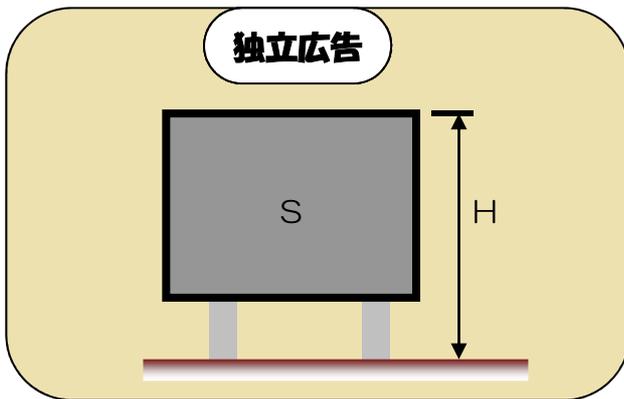
久留米市では、簡易広告、電柱広告等を含めた全ての広告物に対して管理者の設置が必要です。また、高さ4mを超える独立広告等及び敷地内表示面積の合計が15㎡を超える広告物においては有資格者の選任が必要です。
管理者の資格は屋外広告士、一級建築士、二級建築士となっております。



主な屋外広告物の規格

	第1種許可地域 (自然・田園景観や特に住宅地に相応しい良好な景観を保全する地域)		第2種許可地域 (市街地景観と商工業活動の利便との調和に配慮すべき地域)	
広告種類	高さ	面積	高さ	面積
独立広告	$H \leq 10\text{m}$	$S \leq 20\text{m}^2$ (1基当り)	$H \leq 15\text{m}$	$S \leq 50\text{m}^2$ (1基当り)
屋上広告	$H \leq 1/3h$ $H+h \leq 50\text{m}$	-	$H \leq 1/2h$ $H+h \leq 50\text{m}$	-
壁面広告	-	$S \leq 1/5S'$ (1壁面当り)	-	$S \leq 1/3S'$ (1壁面当り)
突出広告	-	$S \leq 5\text{m}^2$ (1壁面当り)	-	$S \leq 30\text{m}^2$ (1壁面当り)

第1種許可地域においては、広告物の地色に高彩度の色彩の使用を禁止する。(自家用広告物を除く) 自家用広告物等で一定の面積以下は許可申請が不要。(ただし、屋外広告物の規格や管理者設置等の基準は適用されます。)
 広告物が道路に突出する場合には**道路占用許可が必要**。



※その他の広告物や許可地域の区分等の詳細に関しましては、市ホームページから閲覧可能となる「久留米市屋外広告物の手引き」にてご確認ください。(「久留米市 屋外広告」でインターネット検索すると簡単に確認できます。)

罰則

久留米市屋外広告物条例に違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金等の刑事罰を受けることがあります。

その他の必要な申請は・・・

道路占用許可: 道路に突き出すもの

建築確認申請(工作物): 高さ4mを超える独立広告等

お問い合わせ

久留米市 都市建設部 都市計画課
 〒830-8520 久留米市城南町15番地3
 TEL 0942-30-9083